

きずな

KIZUNA

人権クエスチョンvol.6

安心できる場所 ありますか？

- 01 私らしく、自分のペースで。…………… 2
焦らず急がずぼちぼちと。
小林 祐梨子さん(ひょうご人権大使・元陸上選手)
- 02 世界人権宣言採択75周年を迎えて …………… 3
前田 直子さん(京都女子大学法学部 教授)
- 03 インクルーシブな社会の現状と課題
～子どもユニバーサルデザイン授業を通して～ …… 4
西川 昌宏さん(特定非営利活動法人インクルーシブデザインネットワーク 理事長)
- 04 出会いと交流を大切に
誰もが安心してつながる居場所づくりを…………… 5
河部 理香子さん(特定非営利活動法人ほしぞら&ふれあいハウス鳴滝 理事長)
- 05 ゲートキーパーは心を聴いて、つないでいく…………… 6
竹内 志津香さん(特定非営利活動法人ゲートキーパー支援センター 理事長)

- 06 短い人生を生き抜いた赤ちゃんと共に
「今を生きる」人たちがいます…………… 7
小原 弘美さん(関西天使ママサロン神戸 エンジェライト 代表)
- 身近に潜む人身取引のリスク…………… 8
齋藤 百合子さん(大東文化大学国際関係学部 特任教授)
- のじぎく文芸賞受賞作品…………… 9
- 連載「国際社会と人権(6)
紛争下での戦争犯罪」…………… 10
望月 康恵さん(関西学院大学法学部 教授)
- ふれあいサロン…………… 11
- 情報ぶらざ…………… 12





01

私らしく、自分のペースで。 焦らず急がずぼちぼちと。

ひょうご人権大使
元陸上選手
こばやし ゆりこ
小林 祐梨子さん

1988年、兵庫県小野市生まれ。須磨学園高等学校、岡山大学を卒業。2007年4月豊田自動織機入社・女子陸上部へ入部。2008年6月に北京オリンピック5000m、2009年に世界選手権5000mに出場。2015年1月に陸上競技選手を現役引退。現在は駅伝解説やゲストランナー、講演会等で活躍。



Q ひょうご人権大使になられた
お気持ちを教えてください。

A 大変恐れ多い思いでした。ただ兵庫県をこよなく愛し、地元でこういった活動をさせてもらえることは大変光栄なことなので拝命しました。

Q スポーツと人権で
共通するところがありますか。

A 私の取り組んできた陸上競技は個人競技です。自分の努力次第で結果が左右されると思っていましたが決してそうではありません。人のサポートや応援があるからこそ、ここ一番で結果を残すことができました。また、オリンピックのライバルたちとレース前後にハグをしたり称え合ったりする瞬間には、ライバルだけれども仲間のような感覚を覚えました。走ることは、私にとって自分らしさを表現できる場所です。

Q 人との絆を感じた体験を
教えてください。

A 唯一のチーム競技「駅伝」での出来事です。速い選手が集まれば勝てるという競技ではありません。走る5人が頑張れば良いのではなく、サポートや応援に回った選手含め皆が同じ方向へ向いた時に強い力が生まれることを学びました。出場した全国高校駅伝でアンカーの選手が「25」という数字を表現して優勝のゴールテープを切りました。それはチームメイト23人、マネージャー1人、そして監督を合わせた人数です。誰一人こぼれないチームを作れたことを体感しました。

Q 「共生社会」の実現を目指して
取り組まれていることは何ですか。

A 私の夢を叶えてもらっている場所があります。播磨学園という少年院で、隔週計算指導に携わるようになり7年が経ちました。小学4年生の問題を19歳で初めて解けるようになることは恥ずかしいことでしょうか。私は決してそうは思いません。年齢問わずにできないことができるようになることは成長の証であり素晴らしいことだと気づかせてもらっています。これからも彼らの伴走者でありたいと感じています。

また日本パラ陸上競技連盟の理事もしており、今年5月に神戸で開催される世界パラ陸上競技選手権大会を是非とも生で見たい、障害があっても全力で挑む姿を目に焼き付けてほしいと思います。

Q 最後に読者に向けて
メッセージをお願いします。

A 「人権」は決して難しいものではなく、誰もが「自分らしく生きること」だと思っています。決して「こうでないといけない」と決めつける必要はありません。ふとした日常にヒントがたくさんあると感じます。人との出会いによって視野が開けたり、ある一言によって前向きになれるりする経験を数多くしました。そんな日常の中での出会いや繋がりを大事にしたいです。決して現役時代のような全力疾走ではなく、「ぼちぼちいこか」という思いを持って前向きに生きていきたいと感じます。



話してくれたのはこの方!



世界人権宣言 採択75周年を迎えて

京都女子大学
法学部 教授
まえだ なおこ
前田 直子さん

京都大学法学部卒業、京都大学大学院人間・環境学研究科修了(博士)。外務省専門調査員、外務事務官、神戸大学大学院国際協力研究科助教を経て、2011年京都女子大学法学部に着任。専門は、国連やヨーロッパの人権保障制度、日本の入管法制等。2021年秋、日本人として初めて国連拷問禁止委員会委員に選出される。

国連の設立と世界人権宣言の誕生

2023年12月10日は、世界人権宣言が採択されてちょうど75周年にあたりました。世界人権宣言の前文は次の一文から始まります。「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」。

第2次世界大戦では特定の人種への迫害が行われるとともに、戦争そのものが多くの人々の人権や自由を著しく侵害し制限するものとなりました。

その後、世界人権宣言は人権条約を策定する際の基盤となります。国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、子どもの権利条約、障害者権利条約等、今日の人権保障の重要な枠組みとなっている国際人権条約は、世界人権宣言の内容をさらに詳細に法的拘束力のある規定として発展させたものとなりました。

多様な人権を包摂する世界人権宣言の役割

世界人権宣言は30の規定により、私たちの様々な権利と義務を謳っています。一例として、第5条(拷問やその他残虐・非人道的・品位を傷つける取扱いや刑罰を受けない権利)について触れます。拷問と聞くと、映画やドラマで見ると、現実味のないものと感じるかもしれません。

しかし実際には、私たち自身もその被害者となる可能性はあります。例えば、冤罪につながるような不当な逮捕や取調べ、ジェンダーに起因する暴力なども、今日ではこの権利に含まれると解釈されています。また同時に、意図せずして加害者となったり人権を侵害してしまったりというおそれもあります。人として当然の権利、そして自分だけでなく他者にも同様の権利があることを、常に思い起こさせてくれるのが、世界人権宣言だと言えるでしょう。

国際社会における分断の危機

残念ながら今の世界は、多くの人々が人権を尊重されているとは言えない状況にあります。新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる危機を少しずつ乗り越えかけたところで、私たちは信じられない気持ちで、武力を用いた紛争をリアルタイムで目にしています。

ウクライナや中東での紛争についてもまさに、地域や国際社会の「分断」の危機を示していますが、それと同時に、互いに人権を尊重する共生社会の実現が、困難であってもいかに大切かを説いているように思われます。国や地域に限らず、人にはそれぞれ、自分なりの理屈や正義があります。しかしそれは必ずしも他者にとっても同じものであるとは限りません。それぞれに異なる価値観を持っていることを互いに受け入れることが、多様性の尊重につながります。

またそうした多様性の中にも、人として生まれながらに有する共通の人権があることを世界人権宣言は謳っています。

共生社会への^{いしずえ}礎としての人権尊重と平和構築

人権尊重と平和構築との間には切り離せない密接な関係があることを、75年前に採択された世界人権宣言はすでに指摘していました。それは国際社会だけでなく、地域のコミュニティでも同様です。私たち一人ひとりが、共生社会実現の一步として、人権尊重と平和の両輪が必要であることを、今改めて認識することが求められているのではないのでしょうか。



話してくれたのはこの方!



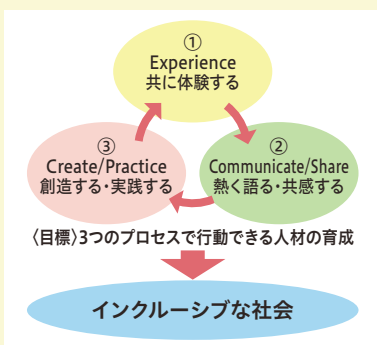
インクルーシブな社会の現状と課題 ～子どもユニバーサルデザイン授業を通して～

特定非営利活動法人
インクルーシブ
デザインネットワーク 理事長
にしかわ まさひろ
西川 昌宏さん

早稲田大学法学部卒業。NECで広告宣伝、デザイン戦略などを担当。ユニバーサルデザイン推進団体とともに活動していた木暮毅夫、和田紀彦らと2018年にNPO「インクルーシブデザインネットワーク」を設立、理事長就任。2020年より開志専門職大学情報学部准教授。

インクルーシブデザインネットワーク (以下IDN)とは?

これからの社会は、年齢・性別・障害の有無・人種等に関わらず、すべての多様な人々が公平に利益を享受することが重要です。私たちIDNは「インクルーシブな社会」の実現に向けて、支援を必要とする多様な人々や、それに接するすべての人々を対象に企画・開発支援、多様性を理解し解決策をプロデュースできる人材の育成に取り組んでいます。



を越える授業を実施しています。プログラムは主に「高齢者・障害者体験」、「障害者講話」、「UD実習」があります。

主なプログラム内容

共通:UDとは?の講義

①高齢者・障害者体験

高齢者体験セット、車いす、アイマスクなどを使用し、疑似体験する。



②障害者講話

障害者ご自身が日常生活での困りごとなどをお話する。

③UD実習

課題説明(障害者講話のなかから課題を抽出)→デザイン実習(解決案を考え、表現する)→発表・講評

プログラムは学校のご要望により、個別に対応しています。なかでも「③UD実習」は、多様な人の立場で物事を考え、困っていることや不便なことを見つけ、その解決方法を考える、といった子どもたちが主体的・能動的に考え、創造する力をつけるためのプログラムで、IDNの経験・専門性を活かした独自のものです。

インクルーシブな社会の現状と課題

日本は関係法律の施行、技術の進歩等により、まちづくり・サービス・ものづくりにおいては社会的に整備が進んできました。しかし、こうしたハードやソフトを「つくる人」「使う人」の知識・理解は未だ不十分です。つまり「人づくり」が最大の課題といえます。

IDNは、まちづくり・ものづくり支援事業とともに「人づくり=人材育成」を継続して行っています。なかでも、未来を担う子どもたちを対象とした「子どもユニバーサルデザイン(UD)授業」は、IDNの特徴的な事業です。

子どもUD授業

子どもUD授業は、小中学生を対象に学校への出前講座や地域の市民講座として2018年から、これまで合計80回

子どもたちの将来とインクルーシブな社会

先日、実施した小学校での障害者講話の講師の方から、お便りをいただきました。街中を車いすで移動していると、小学生2人が歩いてきて「あれ、〇〇さんじゃない?こないだはありがとうございました。」と挨拶してくれたそうです。何気ないことですが、とても嬉しかったとのこと。

多様な人に対して、街中で気軽に挨拶できる子どもが育つようなインクルーシブな世の中をめざしてUD授業を続けていきたいと思っています。



04

出会いと交流を大切に 誰もが安心してつながる居場所づくりを

特定非営利活動法人
ほしぞら&ふれあいハウス鳴滝
理事長
かわべ りかこ
河部 理香子さん

2005年に任意団体として「ほしぞら&ふれあいハウス鳴滝」を立ち上げ、2015年には特定非営利活動法人格を取得。特定非営利活動法人「ほしぞら&ふれあいハウス鳴滝」の理事長として「孤立しない・させない・ささえあいの街づくり」、「子どもから高齢者まで誰もが集える居場所づくり」の実践に取り組む。



Q ほしぞら&ふれあいハウス鳴滝を始めたきっかけを教えてください。

A 当時から、高齢者や独居の方が多くなり、孤立や孤独死の問題がありました。また地域の人同士のつながりが希薄になっている状況もあり、昔のように「お互いさま」の気持ちでつながる地域を作ろうと始めたのが、きっかけです。しかし、何から始めていけばよいのかわからない状況でした。そこで、大阪府福祉推進人権センターのサポートを受けながら、高齢者の方の居場所づくりを始めたのが当団体の取り組みの始まりでした。

Q 現在はどのような活動をしていますか。

A 交流を大切にふれあい喫茶、宅配弁当、高齢者支援、街かどデイハウス、子ども食堂、学習支援、外国にルーツのある子どもとその家族の居場所づくりなどの活動を行っています。「ふれあい喫茶縁」では、主に地域の高齢者が集って、食事やお茶をして一日を楽しく過ごされています。また、駄菓子屋さんを設け、夕方からは子どもたちが集い、朝から夜まで地域の多世代の居場所として活動しています。

Q 地域と関わる地域との取り組みのなかで大事にされていることを教えてください。

A 地域では様々な生活課題を持った方がいることを、出会いを通して知ることができます。その個人の課題を地域の課題として捉えた活動に取り組むことを大事にしています。ある一人の子どものつぶやきから始まった学習支援も今では小・中学生40名を受け入れ、学生ボランティアがマンツーマンで学習支援を行うなど、多く

の子どもの高校進学をサポートする場となりました。

Q 活動をされる中でどんな時・場面で人権について考えられていますか。

A 日々の生活のなかでやり取りされる無意識な言葉や行為によって目の前の相手を傷つけてしまうことがあります。コロナ禍での出来事では、外国からきた病気という情報だけを敏感にとらえて、地域で暮らす外国にルーツのある人に対して、不適切な発言が起きました。正しい情報や知識がないゆえですが、いつも接している地域住民から「人を傷つける」言葉が発せられたことがとても辛かったです。この経験から、お互いが大切な存在と思えるように感じられるにはどうすればいいのかなど試行錯誤が続きました。そして、外国にルーツのある家庭とその子どもの支援として、子どもから高齢者の方で集える「みんな食堂」を実施し、国籍も年齢も関係なく誰もが来られる場所をつくりました。参加する方たちは互いにコミュニケーションをとり、気軽に語り合うまでになり、道などで会うと挨拶を交わし立ち話ができる関係性も築けています。

Q 最後に読者に向けてメッセージをお願いします。

A 日頃から人との関わりを持たない、持つことが難しい方にとって、他者との出会いや、交わりはとても重要だと考えます。誰かに、困りごとを話せたり、共感できたり、つらいことをつらいと言っていていいと思えたりすることで自分は一人ではないと感じるができると思っています。様々な地域や場所で多くの方の出会いと交流が図られ、誰一人取り残すことのない社会となることを願っています。



話してくれたのはこの方!



ゲートキーパーは心を聴いて、つないでいく

特定非営利活動法人
ゲートキーパー支援センター
理事長
たけうち しづか
竹内 志津香さん

専門職の方だけでなく、誰もがゲートキーパーとなって辛い気持ちに寄り添うことができるよう、一念発起してNPO法人を立ち上げて11年目。現在は、受講生の中から講師も育成し、ゲートキーパー育成のための講座を各地で行っている。資格：公認心理師、キャリアコンサルタント、自殺危機初期介入スキル研究会認定講師。

自殺予防の現状と課題

令和5年版自殺対策白書によると、日本は先進7か国の中で自殺死亡率が最も高い国となっています。平和な国だと思ってきたのに、心理的にはそうでもないのかもしれない。

現在、～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～という自殺総合対策大綱の基本理念の下で、医療、教育、自治体など各分野において自殺予防が進められています。インターネットで検索すると、たいていの困りごとについて対面、電話、SNSなどきめ細かい相談体制が整ってきています。

課題としては、最初から誰にも相談しない方や、相談先の対応に傷つき、心を閉ざしてしまっている方へのアプローチがあると思います。

相談することを阻害する心理

相談しない人には、「自死したい考えがあると伝えたら反論される、弱い人間だと軽蔑されるにちがいない」という恐れや、「どうせ相談しても解決することはできない」などの心理があるとされています。

また、相談を受ける側も無意識に自死をタブー視しており、触れたくない、関わるのが怖いなどの気持ちから、話をそらしてしまい、せっかくの相談の機会を逃してしまうことがあります。

ゲートキーパーの輪に加わろう

ゲートキーパーは特別な専門家でなくても良いのです。身近な人の「いつもと違う様子」を感じたら、「何かあった?」と声をかけてください。

悩みを話しにくい様子ときは、「あなたのタイミングで、いつでも話をお聴きしたいと思っていますよ」と伝えておくようにします。普段、何事もないようなときから、このような言葉かけをしておくのも良いと思います。

話の中で「自殺を考えている」という言葉を聴いたら、あわてて否定したりせずに「そんな気持ちがあるのですね」とそのまま受け取ります。そこまで追いつめられた背景を少しでも理解したいという思いで聴きます。

話を聴くのが苦手な人は、話を聴ける人につなぐ、話を聴いても重たい気持ちは受け止めきれないという人は、専門的な対応ができる支援者や医療へつなぐというふうにつないでいくことがとても大切です。

支える人も支えてもらおう

自殺念慮がある方を支えていると、心に大きな負担がかかることがあります。そんなときは自分が楽しむことやゆっくりすることを許し、自分の好きなことをする時間を作るようにします。それでも辛くなったら、誰かに話を聴いてもらって下さい。支えている人も支えてもらいましょう。



令和5年度 学校で取り組む自殺予防支援事業で兵庫県立湊川高校にて講演

なんて声をかけたらいいかわからなくてごめん。

友だちのためにできることは「気づくこと」「声をかけること」「見守ること」です。

いのちの大切さを知り、自分や周りの人を大切にしよう。周りの人のいのちを守ること。自分自身にできることを学び、仲間、家族、先生と協力して、いのちを守るために、出前講座を受けよう学校を募集しています。

【実施校】兵庫県立湊川高等学校

【実施日時】令和5年4月24日(月)～5月31日(水)

【対象者】中学生、高校生

【実施場所】兵庫県立湊川高等学校

【お問い合わせ先】NPO法人ゲートキーパー支援センター



短い人生を生き抜いた赤ちゃんと共に「今を生きる」人たちがいます

関西天使ママサロン神戸
エンジェライト 代表
おはら ひろみ
小原 弘美さん

41週死産経験者。2018年より神戸市中央区で赤ちゃんを亡くした当事者の自助サポートグループ「エンジェライト」を運営。心理学・アロマセラピー・グリーフケアの学びを活かし、活動を行っている。ピンク&ブルーリボン運動の周知活動を行う「Baby Loss Family Support「Angie」」の共同代表としても活動している。

Q 活動を始められたきっかけを教えてください。

A 私自身、不妊治療で授かった待望の第一子の息子を2017年に41週で死産しており、東大阪市で活動する自助グループに参加し、同じように赤ちゃんを亡くした方々と気持ちを分かち合うことで、なんとか生きてくることができました。当時、神戸で活動中の自助グループがなく、元々学んでいた心理学と死別後に学んだグリーフ(悲嘆)ケアの知識を活かし、団体を作ろうと思ったことがきっかけです。

Q 子どもとの死別を経験した人が持つ悩みについて教えてください。

A 当事者の多くは「身近な人にも気持ちを理解されず苦しい」と言われます。日本には、亡くなった赤ちゃんのことは「早く忘れた方が良い」と言われた時代があり、当事者は悲しむことの我慢を強いられる傾向が残っていると感じます。また「まだ生まれる前(短命)だから」と軽んじられることもあります。親の気持ちを尊重し、短い人生でも生き抜いた赤ちゃんを、共に讃える方が増えてくれたらと願います。

Q 団体の活動内容を教えてください。

A 妊娠中や誕生後に赤ちゃんを亡くしたご家族を対象に、お話会やワークショップ、ヨガ教室の開催、個別傾聴を行っております。また分科会で、亡くした赤ちゃんのきょうだいと一緒に参加できるお話会も開催しています。サポートメンバーは当事者だけでなく、心理職のメンバーも加わりました。神戸市の支

援体制検討委員会の参加や、担当課との情報交換なども行っています。

Q 団体を作って良かったと思われることを教えてください。

A 1年以上前の参加者さんから、「ずっとエンジェライトが『心のお守り』でした」と言ってくれたことがありました。団体の存在が少しでもその方の生きる力に繋がっていたのなら、これほど嬉しいことはありません。

Q 最後に読者に向けてメッセージをお願いします。

A 近年、日本でも毎年10月9日～15日の国際啓発週間「Baby Loss Awareness Week(ベビーロスアウェアネスウィーク)～亡くなった赤ちゃんのご家族に想いを寄せる1週間～」の取り組みが広がっています。「ピンク&ブルーリボン」をシンボルとし、流産・死産・新生児死などで赤ちゃんを亡くしたご家族への支援の必要性を啓発する活動です。

最終日15日午後7～8時は、亡き赤ちゃんのご家族を想いキャンドルを灯す「Wave of Light」が世界中で開催されます。もし身近に当事者がいたら、キャンドルを灯した写真と共に、気にかけていることを伝えるだけでも力になっていくと思います。ピンク&ブルーリボンを通して、何ができるかを考えていただけたら嬉しく思います。



ピンク&ブルーリボン

身近に潜む人身取引のリスク

大東文化大学
国際関係学部 特任教授

さいとう ゆりこ
齋藤 百合子さん

横浜YMCA国際事業委員。専門は開発学、人身取引研究、移民研究、国際協力、ボランティアなどの科目を担当している。主な著作は「国境を越える人の移動と人身取引」『人権のひろば』第154号公益財団法人人権擁護協会(2023年)、「グローバル開発協力を考える-SDGs時代のパートナーシップのあり方」(共著)明石書店(2019年)など。



日本での人身取引の被害状況

みなさんは人身取引(トラフィッキング)と聞くと、遠い国の貧しい人々が悪い人に騙されて働かされることで、安全な日本に住む私たちには関係ない話だと思いませんか?実は、人身取引は私たちの身近にそのリスクが潜んでいるのです。

人身取引は、2000年に国連で採択された国際条約(国際組織犯罪防止条約に付帯する人身取引議定書)で、搾取を目的とし、女性や子どもなど弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段を使って、支配したり、他の人に引き渡したりして、売春や労働を強要する行為と定められました。日本政府もこの条約を批准し、人身取引対策を実施し、毎年、人身取引の被害者や加害者の概況を発表しています。2022年度は、被害者合計46人のうち44人が日本人でした。そして、驚くべきことに、そのうちの33人が18歳未満でした。

身近に潜む人身取引

人身取引は、恋愛感情や立場の弱さを利用して、金を貢がせるため、もしくは借金返済の理由で他人との売春を強要する行為でもあります。最近、ホストクラブやメンズコンセプトカフェを利用した若い女性が高額を請求され、払わないと売春を強要される事件が報道されます

が、これは悪質ホスト問題ではなく、人身取引問題です。また、高額バイトだと思って応募したら、身分証明証をコピーされて、逃げたら家族に危害を加えるなどの脅迫をして、犯罪行為を強要することも人身取引です。闇バイトや特殊詐欺問題ではなく、明確に人身取引事件であると報道してほしいものです。

人身取引への対策

世界の人身取引状況を監視する国連機関UNODC(国連薬物・犯罪事務所)は、世界的に新型コロナウイルスが感染拡大した時期に特殊詐欺(スキミング)やサイバートラフィッキング(SNSで子どもや若者をだまして性的な画像を撮影して国を超えたユーザーに販売する手口)などの新手法の人身取引が急増したと警告しています。国籍や貧富の差、人種やジェンダーに関わりなく、誰でも被害者や加害者になる可能性があるのです。この状況に対応して、東南アジアのタイやフィリピンでは、こうした特殊詐欺やサイバートラフィッキングを人身取引とした対策が進んでいます。

人身取引は、SNSでのバイト斡旋や出会い系サイトで、よく知らない相手とのやりとりの中で発生することもあります。誰もが、人身取引の加害者にも被害者にもならないように、人身取引のリスクが身近にあることを知って、備えてほしいと思います。



のぎじく文芸賞

詩部門の最優秀賞を紹介します！

のぎじく文芸賞 詩部門 最優秀賞

〈タイトル〉いのちの命 〈作者〉^{もりもと ほのみ}森本 宝乃実

いのちの命
いのちの命 いのちの命
私のいのちは ここにある
体の真ん中 少し上
ドクンドクン 生きている
ドクンドクン 生きている
うれしい時も 楽しい時も
悲しい時も 疲れている時も
ドクンドクン 生きている
ドクンドクン 生きている
食べ物に消費期限があるように
乾電池に寿命があるように
いのちにも命がある
いのちにも命がある
音も聞こえない 目にも見えない
力強く輝いている優しくまあるくこだまする
いのちの命 いのちの命

その命は 他人が奪うことは出来ない
その命は 他人が傷つけることも出来ない
その命は 自分で奪うことは出来ない
その命は 自分で傷つけることも出来ない
ドクンドクン 生きている
ドクンドクン 生きている
辛い時は深呼吸
悲しい時も深呼吸
ドクンドクンがんばれ がんばれ
ドクンドクンここから ここから
嬉しい時も深呼吸
楽しい時も深呼吸
ドクンドクンほら出来た
ドクンドクン乗り越えた
ドクンドクン生きていて
ドクンドクン生きている
私の命はここにある
私の命も輝いて
あなたの命も輝いて
ドクンドクン生きていこう
ドクンドクン生きていこう

のぎじく文芸賞
作品集
講評より

「いのちの命 いのちの命」や「ドクンドクン 生きている」の繰り返し、力強いリズムを作り、それにのせて「いのちにも命がある」とか「他人が奪うことは出来ない」など、命の大切さを歌い、さらに途中から転調して、悲しい時、辛い時——嬉しい時、楽しい時の「深呼吸」をはさんで、命の輝きを歌い上げるとい詩の構成もよく考えられています。声に出して読んでも、力強いリズム感に支えられた明るい歌になっているところもいいと思います。

詩人 ^{ときさと じろう}のぎじく文芸賞審査委員会 時里 二郎



国際社会と人権

Vol.06

現在、理解がますます求められる「人権」について、国際機構論を専門とする望月先生と考えてみましょう。

今回のテーマ

紛争下での 戦争犯罪

関西学院大学法学部 教授 もちづき やすえ
望月 康恵さん

関西学院大学法学部教授、前人権教育研究室室長。専門は国際法・国際機構論。著書に『新国際人権入門—SDGs時代における展開』（共著）、『移行期正義—国際社会における正義の追及』（単著）など。



2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵略や2023年10月のハマスによるイスラエルへの攻撃とその後の軍事衝突は、紛争下においていかに多くの人々の生活や生命が脅かされるのか、改めて世に知らしめました。紛争下での戦争犯罪について、国際社会のルールの観点から考えてみたいと思います。

第一に、国際社会では、戦争を含むあらゆる武力の行使と威嚇が禁止されています。例外として認められているのは自衛権の行使と国連の安全保障理事会の決定による強制措置のみです。紛争が発生した場合には、その紛争が合法か違法かにかかわらず、**紛争当事者は、民間人に対して人道的な取り扱いをすることが義務付けられています。**このことは4種類の1949年ジュネーブ条約と2種類の1977年追加議定書（総称として国際人道法や武力紛争法と呼ばれます）によって規定されています。

第二に、戦争犯罪の行為者を各国において処罰することは国際人道法により定められています。**国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずに済まされてはならない**という国家の総意により、国際刑事裁判所（ICC）がオランダのハーグに設立されています。

ICCでは、個人による戦争犯罪が裁かれますが、これは各国で行われる戦争犯罪の処罰を補完するものです。2023年2月、ICCはロシアのプーチン大統領らに対して逮捕状を出しました。ウクライナ占領地域からロシアへの子どもたちの強制的な移送について、国際人道法違反が疑われています。

第三に、このような国際社会の動向は、**紛争においても人々の生活や生命が守られるべきこと、紛争当事者にはその義務が課されていること、戦争犯罪が行われた場合には、どのような地位にある人でも不処罰は見逃ごされないという理解と、そのためのルール作りがなされてきたこと**を示します。第二次世界大戦後の東京裁判は、戦争で勝利した連合国による事後法に基づく裁きとして批判されることもありますが、常設の刑事裁判所による訴追は、国際社会における正義の追及の進展といえるでしょう。

「きずな」のコラムを通じて、6回シリーズにより、国際社会と人権について皆さんと一緒に考えてまいりました。次回からも引き続き、国際社会と人権についてさらに学びを深めたいと思います。

知ってる？

きずなの
きずな

人権啓発映画

“パリ・ブレスト 夢をかなえたスイーツ”

厳しい現実にもがきながらも、様々な人に支えられていることを再確認する

あらすじ 本作は22歳でパティスリーの世界選手権のチャンピオンに輝いたヤジッド・イシュムラエンの自伝をもとにしています。ヤジッドの母親はモロッコからフランスに渡ってきた移民であり、シングルマザーでアルコール依存症、仕事もなく、ヤジッドは里親のもとで幼少期を過ごします。里親家庭の息子にお菓子作りを教わったヤジッドは、過酷な現実から逃れるように熱中していきます。ときに住居も失う状況に陥りながら、パティシエとして成功できたのはなぜか。人生の各場面で彼に手をさしのべた人々がいたことを本作は丁寧に描いています。団らんを与えてくれた里親や、職を懸けて

彼を守ろうとした養護施設の先生、成功を邪魔するかに見えた母親でさえ彼の支えになっていたのであり、成功は自分ひとりの力によるのではないと気づく主人公の成長に心打たれます。

監督／セバスチャン・テュラル
原作／ヤジッド・イシュムラエン／2023年／フランス／110分



3月29日より全国公開

©DACP-Kiss Films-Atelier de Production-France 2 Cinéma

ふれあい サロン

とても便利な

投稿&クロスワードで
オリジナルふせんを
プレゼント!

問 アルファベットを順番に並べると、何という言葉になるでしょう?

1	2	3 E	4	5	
	6		7		D
8 A			9 F		10
11		12 G		13 I	14
		15	16 B		17 C
	18 J			19	
20				21 H	

♀ たてのカギ

- ② 物を切断するためにギザギザがついた工具
- ③ 宝くじに当たる人は_____がいい
- ④ にせものではありません
- ⑤ 日本の弦楽器
- ⑦ 焼き物で有名な愛知県の市
- ⑧ ドラッグ_____ コンビニエンス_____
- ⑩ 自分に近いところ。_____味噌
- ⑫ 色の配置の仕方
- ⑭ 野球で、ベースを見るための審判
- ⑯ イガに守られた秋の味覚
- ⑱ 県境や地形や鉄道路などがわかります
- ⑲ Hの次のアルファベット



♂ よこのカギ

- ① 一昨日と今日の間にあります
- ④ 二足_____者天国
- ⑥ プラグを差し込むと電気が流れます
- ⑧ 針葉樹の一つ。花粉に悩まされる人も多い
- ⑨ ことわざ「類は_____を呼ぶ」
- ⑪ 神社の入り口に立っています
- ⑬ 仕事で課せられる人も
- ⑮ 5の次の数字
- ⑰ 人が住むところ
- ⑱ お酒に酔った人の歩き方
- ⑳ 書道で墨を水でするための道具
- ㉑ 南アジアの国。首都はニューデリー

1・2月号の答え チイキアンゼンマップ

読者からのお便り 1・2月号を読んで

元日に、能登半島地震が起きました。この30年間に多くの震災が起き、災害に遭われた人たちは、想像を超える苦しい生活を強いられています。災害は他人事ではありません。今こそ人との絆を大切に、みんなで助け合って、1日1日を大切に生きていきたいものです。

(豊岡市 土野さん)

ヘイト・クライムへの取組の記事はとても勉強になりました。日本にもヘイト・クライムについて規制する法律を制定していくような動きが大きく起こればいいと思います。そのためには今まで当たり前のように使用している単語や言葉遣いについてこの言葉はどうなんだろうと意識して考えることも必要だと思いました。

(神戸市 トモエさん)

「読者からのお便り」の投稿掲載者(令和6年5・6月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名)とに、「オリジナルふせん」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見やご感想、人々とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

応募方法

はがき、FAX、Eメールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

締め切り 令和6年6月20日(木)必着

応募先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内(公財)兵庫県人権啓発協会 「きずな」ふれあいサロン係
TEL:078(242)5355/FAX:078(242)5360
Eメール:info@hyogo-jinken.or.jp

*応募者および投稿者の個人情報は管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。



現在制作中のためデザインが変わります。



兵庫県立のじぎく会館ご利用案内

のじぎく会館は、県民の皆さまの研修や講習、会議などに利用していただくことができます。ぜひ、ご利用ください。

利用ご案内

- 利用時間：9時から17時まで(午前のみ、午後のみも可)
- 休館日：国民の祝日(振替休日を含む)、年末年始(12月29日～1月3日)(その他改修・清掃等で使用できない日があります)

利用にあたって

- 申し込みは、ご利用の1年前の日に属する月の初日から受付
- 事前申込必要、使用料必要※事前振込もしくは当日現金払い(使用料金例：中会議室終日利用 3,400～4,000円)
 - 仮予約・・・「兵庫県公共施設予約システム」にて、「会議室の空室情報」をご確認のうえ、仮予約をお願いします。
 - 利用の確定・・・
- 利用日の7日前までに「利用許可申請書」に必要事項を記入し、e-mail(yoyaku@hyogo-jinken.or.jp)もしくはFAX(078-242-5360)にてご提出ください。

施設ご案内 *括弧内は室数

- 大ホール(1)：360人(机使用の場合240人)
- 大会議室(1)：126人 ●特別会議室(1)：24人
- 中会議室(8)：24～42人 ●小会議室(4)：12～15人

無料貸し出し備品

- マイク(有線、ワイヤレス)・ホワイトボード
- プロジェクター・スクリーンなど

館内無線LAN(Wi-Fi)の利用について

- 全館で利用可能
- 無料でご利用いただける部屋もあります

- ふれあいルーム(多目的室84人) 学習・交流等に自由に利用することができます。(専用使用の場合は有料となります。また、専用使用中は、他の人は利用できません。)
- 図書資料室 人権に関する図書、資料等を閲覧することができます。(雑誌を除き、貸出を行っています。)*人権関係のビデオが視聴できます。

※詳細については、当協会ホームページでもご覧になれます。お問い合わせ、お申込みは、右下欄外までご連絡ください。

人権研修講師を派遣します！

(公財)兵庫県人権啓発協会では、住民学習会、企業研修会、PTA研修会など様々な人権研修会に、講師を派遣しています(兵庫県内に限る)。

研修テーマ

子ども(いじめ、虐待、不登校など)、高齢者、障害のある人、インターネット、同和問題(部落差別)、男女共同参画、多文化共生、セクハラ・パワハラ、LGBT、メンタルヘルス、公正採用、企業の社会的責任、地域づくり、人権全般、住民学習会の進め方など

費用

派遣に際しては、次に掲げる研修料と旅費が必要です。

- 研修料(1回当たり)
 - ①受講者が50人以下の場合 15,000円(税込)
 - ②受講者が51人以上の場合 25,000円(税込)
- ※賛助会員(法人・団体)様には1口につき10,000円の割引があります。

・オンライン研修も可能。ただし、「録画データによる研修」を希望される場合は、別途料金をいただきますので事前にご相談ください。

- 旅費 講演会、研修会場までの旅費(県の旅費規程に準じます)

問い合わせ先 研修部

(公財)兵庫県人権啓発協会では、賛助会員を募集しています



入会すると

- ①「ひょうご人権ジャーナルきずな」(隔月発行)をお送りします。
 - ②人権啓発行事やイベント、講演会等の開催についてご案内します。
 - ③法人・団体会員には要請に応じ、研修会や講演会等の講師を派遣します。(1口につき、研修料から10,000円免除)
- ※入会については、右下欄外までお問い合わせください。

年会費 ※複数口加入できます

- 個人会員 1口1,000円 ●法人・団体会員 1口10,000円

谷五郎の笑って暮らそう



ラジオ関西「谷五郎の笑って暮らそう」は4月から放送日が変わり毎週日曜日10:00～11:35の11:25(予定)から、「ハートフル・フィリング」のコーナーで「きずな」の記事の紹介や寄稿者へのインタビュー等を発信します。



今号の記事に関連した人権クエスチョンを表紙で取り上げています。

今回の表紙は阪神地域。夙川の桜並木やニテコ池は、春の心地よい空気を楽しむのにおすすめです。SNSなど、多様な交流が普及した現在。それでも、生活の中で孤独を感じることもある人の割合は36.4%※に上ります。コロナ禍もあり、人と人とのつ

ながりが希薄になりがちですが、地域の人同士で集まったり、世代を超えて交流したりする場は各地にたくさんあります。誰かと笑い合ったり、悩みを相談し合ったりできるような、安心できる場所を探してみませんか。

※出典：内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査(令和3年)」

「きずな」は、当協会ホームページからもご覧になれます。



兵庫県人権啓発協会



兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会 〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内
TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 info@hyogo-jinken.or.jp